

## サンドアート実行委員会委員

展示事業を進めています。 による鳥取砂丘の新たな魅力づ ンドアート くりとして、 この事業に一緒に取り組んで 市民のみなさんの参画と協働 (砂の彫刻) の制作 砂を素材にしたサ

ドアートを活用したイベントの ザイン・ 活動内容 企画運営 ▽サンドアートの制作 制作場所などの検討 >サンドアートのデ マサン

画づくり、 応募条件 などに積極的に参加できる人 サンドアートに興味があり、 (平成18年4月1日現在)の人で、 準備、 市内在 実施、 住 |の18歳以上 検討会

**とき** 6月20日 (火) 午後1

2庁舎観光コンベンション推 応募・問い合わせ先 なし 市役所第 進 289

報酬

応募期限

随時



## 特設人権相談所

いただける人を募集します。

内でのトラブル、子ども、 接会場へお越しください。 は固く守られます。受付は、 で人権擁護委員が対応し、 高齢者に関する困りごとなど、 人権問題全般です。 相談内容は近隣、 家族、 相談は無料 女性、 秘密 直

~ 4 時 問い合わせ先 ところ 人権擁護課金 さざんか会館(富安二丁目) (0857) 22-2 鳥取地方法務局

## の労働関係相談会

とき ところ県民ふれあ 午後3時 6 月 11 日 日 61 会館 午前 4 10 階

解雇・

配

転

賃

金

個別的な労働

金

■免除制度…平成 18 年度分の保険料から、これまでの全額、半額免除 に加え新たに4分の3、4分の1の免除が設けられました。 7月から翌年の6月までの1年間です。同一年度内であれば年度 当初の7月にさかのぼって申請を受け付けます(年金保険料を納付済み の場合は除く)。しかし、それを過ぎると受けられない場合があります ので、希望する人は早めに申請してください。詳しくは、 せ先まで。

なお、17 年度に既に全額免除、若年者納付猶予を受けている人で、 継続審査を希望している人は、年度替りにともなう再申請は不要です。 ※半額免除および退職特例による免除該当者は、再申請が必要です。

- ■追納制度…上記の免除を受けた人が年金を受給する場合、 年金額は、納めた場合の3分の1の額で算定されます。免除を受けてか ら 10 年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる 納制度」があります。将来、十分な年金を受け取るためにも追納をおす すめします。追納の申込みは社会保険事務所まで
- ■若年者納付猶予…同居している世帯主の収入が多いため免除が受け られない若年加入者(30歳未満)のために、若年者納付猶予制度があ ります。この制度は免除ではないため、10年以内に追納しないと猶予 期間に相当する年金額は全く受給できません。

※障害年金などの受給資格期間には算入されます。

詳しくは、下記問い合わせ先まで。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 (0857)27-8311 市役所駅南庁舎保険年金課 6(0857)20-3484

問い合わせ先 7778-2109 会事務局☎(0857) 26-75 の委員 す。相談は無料で県労働委員会 ※使用者からの 〇・〔相談会当日〕 相談にも応じま 090

## 土地境界に関する相談会

談に応じます。 家屋調査士 お気軽にお越 が、 無料 で 相

下さ

~午後4時 6月 25 日  $\Xi$ 午 前 10

ところ 福祉文化会館 問い合わせ先 ※受付は当日会場で行います。 建物の表示に関する登記など 相談内容 土地の境界、 丁目) 3階第1会議室 査 士会事務局€(0857) 鳥取県土地家屋 西 土地 町二

、労働相談員が応じます。 鳥取県労働委員

とき